

みんなで守ろう「三ない運動」

政治家は
有権者に寄附を

贈らない!

有権者は
政治家に寄附を

求めない!

有権者は
政治家からの寄附を

受け取らない!

1. 政治家の寄附の禁止

政治家(現職の議員・長や、立候補の意思がある人)が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ること(寄附)は、次の場合を除いて罰則をもって禁止されています。

【禁止されない寄附】

- ①政党その他の政治団体またはその支部に対してする場合
- ②当該政治家の親族に対してする場合
- ③政治教育集会の参加者に必要最小限度の実費を補償する場合(ただし、食事や食料の提供は禁止され、処罰の対象となります)

なお、政治家以外の人(家族や秘書など)が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

2. 政治家に対する寄附の要求の禁止

有権者が政治家に対して、寄附を出すように勧誘や要求することは、禁止されています。

3. 政治家が関係する会社などの寄附の禁止

政治家が役員または構成員である会社や団体が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されたりするような方法で寄附をすることは、できません(政党に対するものは除く)。

4. 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)も、選挙区内の人や団体に寄附をすることは、次の場合を除いて罰則をもって禁止されています。

【禁止されない寄附】

- ①政党その他の政治団体またはその支部に対してする場合
- ②当該政治家に対してする場合
- ③設立目的により行う行事または事業に関してする場合(ただし、③のうち花輪、香典、祝儀などを出したり、選挙前の一定期間内に行われたりするものは罰則をもって禁止されています)

※選挙前の一定期間

任期満了による選挙……任期満了の日前90日に当たる日から選挙期日までの間

任期満了以外の選挙……解散の日の翌日または選挙事由発生告示の日の翌日から選挙期日までの間

5. あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の人や団体に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。

6. 有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内の人や団体に対し、あいさつを目的とする有料広告(いわゆる名刺広告)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すことは、罰則をもって禁止されています。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されています。

冠婚葬祭や地域のイベントなど、こんなとき、こんな物も寄附禁止の対象となります



病気見舞い



祭りへの
寄附や差し
入れ



地域の行事
やスポーツ
大会への飲
食物の差し
入れ



結婚祝い※



香典※



葬式の
花輪、供花



落成式や
開店祝い
の花輪



入学祝い
卒業祝い



お中元
お歳暮



町内会の集
会や旅行な
どの催し物
への寸志や
飲食物の差
し入れ

寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。

※印については、一定の要件に該当すれば、罰則が適用されない場合があります。

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)